

家庭用燃料電池契約

(選択約款)

東海ガス株式会社

平成29年4月1日実施

< 目次 >

1. 対象となるお客さま	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 割引制度について	3
9. 精算について	3
10. 設置確認について	4
11. 名義の変更	4
12. 契約の変更または解約	4
13. その他	4
付則	5
別表第 1. 料金の算定方法	5
別表第 2. 料金表（その他期）	5
別表第 3. 料金表（冬期）	6
別表第 4. 割引種別	7

1. 対象となるお客さま

この選択約款は4の適用条件を満たすお客さまを対象として、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款に基づくものとし、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用燃料電池」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し電気化学反応によって連続的に発電を行う装置であって、定格発電能力が1.5kW以下のものをいいます。
- (2) 「家庭用温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (3) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (4) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴乾」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (5) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「冬期」とは12月分から3月分までをいい、「その他期」とは4月分から11月分までをいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

4. 適用条件

- (1) 家庭用燃料電池を専用住宅または併用住宅において使用すること。
- (2) 併用住宅においては、1需要場所に設置するガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。

新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日までといたします。

契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日までといたします。

契約期間満了時に先立って解約または変更の申し込みがない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (4) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金へ変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款（家庭用温水床暖房契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、家庭用厨房・給湯・暖房・乾燥契約、または小型空調パッケージ契約）の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。（(5)において同じ）。
- (5) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間

の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合は、早収期間内にお支払いがあったものとしたいたします。
- (3) 当社は別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金またはガス小売供給約款第 19 条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (4) 当社は、料金についてその計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8. 割引制度について

- (1) この選択約款を適用されているお客さまで、浴乾または家庭用温水暖房システムのいずれかをご使用の場合には、以下に定める割引種別のうち、割引条件を満たすいずれかの種別を選択し、所定の申込書により、割引制度の適用を申し込むことができます。

割引種別	適用期間	割引条件
浴乾割引	通年	浴乾を浴室にてご使用の場合
床暖割引	冬期のみ	家庭用温水暖房システムを居室にてご使用の場合
セット割引	通年	浴乾を浴室にてご使用で、かつ家庭用温水暖房システムを居室にてご使用の場合

- (2) 当社は、浴乾割引には別表第 4. (1)、床暖割引には別表第 4. (2)、セット割引には別表第 4. (3) をそれぞれ適用して割引額を算定いたします。
- (3) 既にこの選択約款を契約されているお客さまで、本割引制度の適用を受けられていないお客さまが、お申込みにより新たに本割引制度の適用を受けられる場合、もしくは既に本割引制度の適用を受けられているお客さまが、本割引制度の適用を取りやめた場合、割引種別を変更する場合の契約期間は、5 (3) の契約種別を変更した場合と同様といたします。なお、この場合の割引制度の適用の開始、または適用の取りやめは、契約の変更の日の翌日からといたします。

9. 精算について

4 の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

10. 設置確認について

- (1) 当社は、家庭用燃料電池、浴乾および家庭用温水暖房システムに関して、設置および設備の状況を確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承認していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降、ガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用燃料電池を取り外した場合等、適用条件を満たさなくなった場合、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、この場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。
- (3) 本割引制度を適用のお客さまが、浴乾、家庭用温水暖房システムのいずれかを取り外した場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、割引制度の対象となる機器を取り外した場合は、本割引制度の適用の取りやめ、または、割引種別の変更をいたします。

11. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

13. その他

- (1) この選択約款に定めのない事項については、当社のガス小売供給約款によるものといたします。
- (2) この約款に定める事項について当社のガス小売供給約款と異なる定めがある場合は、当該事項についてこの選択約款の規定を適用するものといたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、平成 29 年 3 月 31 日まで家庭用燃料電池契約約款（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成 29 年 4 月 1 日以降この選択約款が適用されるお客さまについて、平成 29 年 4 月 1 日が含まれる料金算定期間の早収料金は、旧選択約款により算定いたします。

別表第 1. 料金の算定方法

(1) 料金表の適用基準は次の通りといたします。

①別表第 2「料金表（その他期）」は、料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

②別表第 3「料金表（冬期）」は、料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金またはガス小売供給約款第 19 条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 割引制度の適用がある場合は、(1) で算定された料金から割引額を差し引いたものといたします。

(4) 割引額は、割引前料金額に別表第 4 に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の 1 円未満の端数を切り上げたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表第 4 に定める割引上限額をこえる場合は、割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が 0 立方メートルの場合は、割引額は 0 円といたします。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額（1 円未満の端数切り捨て）

＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

別表第 2. 料金表（その他期）

(1) 適用区分

料金表 A：使用量が 0 立方メートルから 30 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B：使用量が 30 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表 A (消費税等相当額を含みます。)

1) 基本料金

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	848.88 円
--------------------	----------

2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	182.60 円
-------------	----------

3) 調整単位料金

2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表 B (消費税等相当額を含みます。)

1) 基本料金

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	1,774.28 円
--------------------	------------

2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	151.75 円
-------------	----------

3) 調整単位料金

2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

別表第 3. 料金表 (冬期)

(1) 適用区分

料金表 A : 使用量が 0 立方メートルから 30 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B : 使用量が 30 立方メートルを超え、120 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C : 使用量が 120 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表 A (消費税等相当額を含みます。)

1) 基本料金

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	848.88 円
--------------------	----------

2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	182.60 円
-------------	----------

3) 調整単位料金

2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表 B (消費税等相当額を含みます。)

1) 基本料金

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	1, 774. 28 円
--------------------	--------------

2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	151. 75 円
-------------	-----------

3) 調整単位料金

2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

1) 基本料金

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	3, 253. 35 円
--------------------	--------------

2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	139. 41 円
-------------	-----------

3) 調整単位料金

2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

別表第 4. 割引種別

(1) 浴乾割引 (通年適用)

①割引率

割引率	3 パーセント
-----	---------

②割引上限額 (消費税等相当額を含みます。)

割引上限額 (その他期・冬期ともに 1 ヶ月につき)	3, 240 円
-------------------------------	----------

(2) 床暖割引 (冬期のみ適用)

①割引率

割引率	10 パーセント
-----	----------

②割引上限額 (消費税等相当額を含みます。)

割引上限額 (冬期 1 ヶ月につき)	3, 240 円
-----------------------	----------

(3) セット割引 (通年適用)

①割引率

割引率 (その他期)	3 パーセント
割引率 (冬期)	13 パーセント

②割引上限額 (消費税等相当額を含みます。)

割引上限額 (その他期・冬期ともに1ヵ月につき)	3,240 円
-----------------------------	---------